平成27年度高知県地域内消費喚起事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第７号。以下「規則」という。)第24条の規定に基づき、高知県地域内消費喚起事業費補助金（以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助目的、補助対象事業及び補助金交付方法）

第２条　県は、地域消費の喚起を図るため、高知県商工会連合会及び商工会議所（以下「補助事業者」という。）、補助事業者を構成する団体（以下「商工会」という。）又は商工会が参画する団体（協議会等）が行う、期間と地域を限定して実施する商品券の販売に際して、当該商品券を購入する消費者に対し、購入額の一定比率の商品券を無償提供する事業又は割引販売を行う事業（以下「補助事業」という。）に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

（用語の定義）

第３条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(１)プレミアムとは、商品券を購入する消費者に対し、購入額の一定比率　　の商品券を無償提供する場合の当該無償提供の額又は値引き販売を行う場合の当該値引き額をいう。

　(２)総発行額とは、プレミアムを含めた商品券発行の総額をいう。

(３)基準発行額とは、総発行額からプレミアムを除いた商品券発行額をいう。

　(４)プレミアム率とは、プレミアムを基準発行額で除した率をいう。

（補助率及び補助対象経費）

第４条　補助事業の補助対象経費及び補助率については、別表第１に定めるとおりとする。

（補助金の交付の申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする補助事業者は、別記第１号様式による申請書を知事に提出しなければならない。

２　商工会が前項の規定による申請をしようとするときは、高知県商工会連合会を経由しなければならない。

（補助金の交付の決定）

第６条　知事は、前条第１項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者にその旨を通知する。

（補助の条件）

第７条　補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(１)補助事業の実施に当たっては、別表第２に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(２)補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(３)補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。

(４)補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して５年間保管しなければならないこと。

(５)補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。

(６)補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。

(７)前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。

(８)補助金の交付を申請するに当たっては、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

(９)補助事業者は、間接補助金の交付に際しては、間接補助事業者に対して第１号から第８号までの条件を付さなければならないこと。

（補助金の変更の申請）

第８条　補助事業者は補助金の交付の決定を受けた補助事業について、次の各号に掲げるいずれかの重要事項の変更をしようとするときは、別記第２号様式による変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(１)補助対象経費の20パーセントを超える増減又は交付決定額の増額

(２)前号に掲げる場合のほか、事業内容の重要な部分に関する事項であって、知事が変更手続を要すると認めたもの（必要に応じて知事に事前協議すること。）

２ 知事は、前項の規定による補助金の変更の申請が適当であると認めたときは、当該補助事業者に通知するものとする。

３ 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

（補助事業の中止又は廃止）

第９条 補助事業者は、補助事業の中止又は廃止をしようとするときは、あらかじめ別記第３号様式による中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

 （概算払の請求）

第10条　補助事業者は、規則第14条ただし書の規定に基づく補助金の概算払いの請求をしようとするときは、別記第４号様式による請求書を知事に提出しなければならない。

（状況報告）

第11条　補助事業者は、補助事業の遂行状況について知事から報告を求められたときは、別記第５号様式により知事に報告しなければならない。

２　商工会が前項の報告を行うときは、高知県商工会連合会を経由しなければならない。

（実績報告等）

第12条　補助事業者は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は事業を開始した年度の末日のいずれか早い日までに、別記第６号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。

２　商工会が前項の報告を行うときは、高知県商工会連合会を経由しなければならない。

３　補助事業者は、第７条第８号ただし書の規定により交付申請した場合は、第１項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

４　補助事業者は、第７条第８号ただし書の規定により交付申請した場合は、第１項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに書面により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

（補助金等の額の確定）

第13条　知事は、前条第１項の規定による報告を受けた場合において、当該報告の内容を審査した結果、適当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定するものとし、当該補助事業者に補助金を交付するものとする。

（補助金の交付の決定の取消し等）

第14条　知事は、補助事業者が別表第２に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該補助事業者に返還させることができる。

２　知事は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、又は補助金の交付の内容、第７条に規定する補助の条件その他法令若しくはこれに基づく処分に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該補助事業者に返還させることができる。

（グリーン購入）

第15条　補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

（情報公開）

第16条　補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成２年高知県条例第１号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第６条第１項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

（委任）

第17条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附　則

１　この要綱は、平成27年５月７日から施行し、同年４月１日から適用する。

２　この要綱は、平成28年５月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第７条第４号、第12条第３項及び第４項、第14条並びに第16条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第１（第４条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 補助対象経費 | 補助率 |
| プレミアム増額に要する経費 | プレミアムを増額する前の基準発行額の４パーセント以内に相当する額。ただし、増額後のプレミアム率は合計で25パーセントを上限とし、算出した補助金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。 | 10分の10以内 |
| 商品券発行経費 | プレミアムを増額するため額面金額の異なる商品券を発行する場合における当該商品券発行に係る印刷費及び換金手数料 | 10分の10以内 |

別表第２（第７条及び第14条関係）

１　暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。

２　暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。

３　その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。

４　暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。

５　暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

６　暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。

７　いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。

８　業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。

９　その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えること目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。

10　その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別記

第１号様式（第５条関係）

第　　　　　　号

平成　年　月　日

高知県知事　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　　　　　　　　　　　　㊞

**平成27年度高知県地域内消費喚起事業費補助金交付申請書**

　下記のとおり補助金を交付されたく、平成27年度高知県地域内消費喚起事業費補助金交付要綱第５条の規定により申請します。

記

１　補助事業の内容　　　　　（別紙　１　事業内容のとおり）

２　補助事業に要する経費　　金　　　　　　　　　円

３　補助対象経費　　　　　　金　　　　　　　　　円

４　補助金交付申請額　　　　金　　　　　　　　　円

５　補助事業完了予定期日　　平成　　年　　月　　日

６　収支予算　　　　　　　　（別紙　２　収支予算書のとおり）

別紙

**事業計画書**

**１　事業内容**

|  |  |
| --- | --- |
| 当初発行計画 |  |
| 県補助金導入後の発行計画 |  |
| 商品券額面 |  |
| 実施期間 |  |
| 消費喚起効果測定 |  |

**２　収支予算書**

（単位：円）

（収入）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 科目 | 予算額 | 備考 |
| 市町村補助金 |  |  |
| 県補助金 |  |  |
| 自己資金 |  |  |
|  |  |  |
| 合計 |  |  |

（支出）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 経費区分 | 予算額 | 市町村補助対象経費 | 県補助対象経費 | 備考 |
| 商品券販売支出分プレミアム分人件費商品券印刷費商品券換金手数料通信運搬費 |  |  |  |  |
| 合計 |  |  |  |  |

第２号様式（第８条関係）

第　　　　　　号

平成　年　月　日

高知県知事　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　　　　　　　　　　　　㊞

**平成27年度高知県地域内消費喚起事業費**

**補助金に係る補助事業変更承認申請書**

　平成　　年　　月　　日付け　　第　　　号で交付決定を受けました平成27年度高知県地域内消費喚起事業費補助金に係る補助事業について、下記のとおり内容を変更したいので申請します。

記

１　既交付決定額　　　　　　金　　　　　　　　　円

２　補助金変更交付申請額　　金　　　　　　　　　円

３　変更の理由

４　変更事業計画書

　　　別紙のとおり

別紙

**変更事業計画書**

**１　事業内容**

|  |  |
| --- | --- |
| 当初発行計画 |  |
| 県補助金導入後の発行計画 |  |
| 商品券額面 |  |
| 実施期間 |  |
| 消費喚起効果測定 |  |

**２　収支予算書**

（単位：円）

（収入）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 科目 | 予算額 | 備考 |
| 市町村補助金 |  |  |
| 県補助金 |  |  |
| 自己資金 |  |  |
|  |  |  |
| 合計 |  |  |

（支出）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 経費区分 | 予算額 | 市町村補助対象経費 | 県補助対象経費 | 備考 |
| 商品券販売支出分プレミアム分人件費商品券印刷費商品券換金手数料通信運搬費 |  |  |  |  |
| 合計 |  |  |  |  |

※変更前を上段に括弧書きで記入してください。

第３号様式（第９条関係）

第　　　　　　号

平成　年　月　日

高知県知事　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　　　　　　　　　　　　㊞

**平成27年度高知県地域内消費喚起事業費補助**

**金に係る補助事業（中止・廃止）承認申請書**

　平成　　年　　月　　日付け　　第　　　号で交付決定を受けました平成27年度高知県地域内消費喚起事業費補助金に係る補助事業について、次のとおり（中止・廃止）したいので申請します。

記

１　（中止・廃止）の理由

第４号様式（第10条関係）

**平成27年度高知県地域内消費喚起事業費補助金概算払請求書**

平成　年　月　日

高知県知事　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　　　　　　　　　　　　㊞

　平成　　年　　月　　日付け　　第　　　号で交付決定を受けました平成27年度高知県地域内消費喚起事業費補助金を次のとおり請求します。

金　　　　　　　　　　円

１　交付決定額　　　　　　　　　　　　　　　　円

２　概算払受領済額　　　　　　　　　　　　　　円

３　今回請求額　　　　　　　　　　　　　　　　円

４　残額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

第５号様式（第11条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成　年　月　日

高知県知事　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　　　　　　　　　　　　㊞

**補助事業状況報告書**

平成27年　月末現在

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 計画 | 現時点 |
| 総発行額 |  |  |
| 販売済額 |  |  |
| プレミアム引渡額 |  |  |
| 換金済額 |  |  |

消費喚起効果把握状況

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 計画 | 現時点 |
| アンケート数 |  |  |
| 消費喚起効果（金額） |  |  |

※別途消費喚起効果の把握状況を取りまとめた書面があれば添えてください。

第６号様式（第12条関係）

第　　　　　　号

平成　年　月　日

高知県知事　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　　　　　　　　　　　　㊞

**平成27年度高知県地域内消費喚起事業**

**費補助金に係る補助事業実績報告書**

　平成　　年　　月　　日付け　　第　　　号で交付決定を受けました平成27年度高知県地域内消費喚起事業費補助金に係る補助事業が完了しましたので、下記のとおり報告します。

記

１　補助金交付決定額　　　　金円

２　補助金実績額　　　　　　金円

３　補助事業の実績内容

　　　別紙のとおり

別紙

**実績報告書**

**１　事業内容**

|  |  |
| --- | --- |
| 発行実績 |  |
| 県プレミアム分 |  |
| 利用期間 |  |
| 換金期間 |  |
| 額面発行実績 |  |
| 販売実績 |  |
| 販売率　　％ |  |
| 換金実績 |  |
| 換金率 |  |
| 他助成制度の活用による補助対象経費の重複 |  |
| 精算額 |  |

**２　収支決算書**

（単位：円）

（収入）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 科目 | 予算額 | 備考 |
| 市町村補助金 |  |  |
| 県補助金 |  |  |
| 自己資金 |  |  |
|  |  |  |
| 合計 |  |  |

（支出）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 経費区分 | 決算額 | 市町村補助対象経費 | 県補助対象経費 | 備考 |
| 商品券販売支出分プレミアム分人件費商品券印刷費商品券換金手数料通信運搬費 |  |  |  |  |
| 合計 |  |  |  |  |

**３　事業効果**

　①消費喚起効果

　　・算定根拠　　金額

　　・消費者の評価（定性情報）

　②地域商工業振興効果

　　・算定根拠　　金額

　　・参加事業所の評価（定性情報）

※１　市町村への実績報告等別途消費喚起効果を取りまとめた書面があれば添えてください。

※２　国・地方公共団体等から他の補助金等による助成を受け、かつ、この補助事業の対象経費と当該助成の補助対象経費とが重複する場合は、他助成制度の関係書類の写しを添えてください。